

## 公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 8 条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 3 年 4 月 30 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

静岡リース株式会社  
代表取締役 吉澤 一秀  
静岡市葵区呉服町一丁目 1 番地の 2

2 商業施設の位置

静岡市駿河区栗原 176-6（外 14 筆）

3 商業施設の規模及び主な用途

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| (1) 商業施設の名称等       | (仮称) 杏林堂薬局栗原店          |
| (2) 階数             | 1 階                    |
| (3) 建築面積           | 約 2,518 m <sup>2</sup> |
| (4) 延べ面積           | 約 2,569 m <sup>2</sup> |
| (5) 小売業の用に供する部分の面積 | 約 1,886 m <sup>2</sup> |
| (6) 主な用途           | 小売店舗（ドラッグストア）          |
| (7) 主たる販売品目        | 医療品、食料品、日用品等           |

#### 4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

##### (1) 縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町5番1号（葵区役所））
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町10番40号（駿河区役所））

##### (2) 縦覧の期間

令和3年4月30日から令和3年5月28日まで

##### (3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 5 意見書の提出期限

令和3年6月4日